

ドイツの生活パートナーシップ法 —婚姻との関係をめぐって—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子

【目次】

はじめに

I 生活パートナーシップ法の制定と合憲判決

1 制定時の内容

2 連邦憲法裁判所の合憲判決（2002年7月17日）とこれを受けた法改正

II 生活パートナーシップに関するその後の法改正

1 婚姻との平等化を命ずる連邦憲法裁判所判決（2009年7月7日）

2 生活パートナーシップと婚姻を平等に取り扱うための関係法律の改正

III 婚姻との間に残る差異

おわりに

翻訳：登録された生活パートナーシップに関する法律（生活パートナーシップ法）

はじめに

ドイツでは、長らく、男性間の性行為が刑法典において処罰の対象とされていた⁽¹⁾。この罰則規定が完全に廃止されたのは、1994年のことである。同じ頃に、EUにおいて、加盟国に対して性的マイノリティーの差別禁止を求める決議があったこと⁽²⁾、また、1990年代にデンマークやスウェーデン等において同性カップルに対して法的地位を認める動きがあったことを受けて、ドイツにおいても、登録された生活パートナーシップに関する法律（以下「生活パートナーシップ法」という。）⁽³⁾が2001年に制定された（2001年8月1日施行）。

この法律にいう「生活パートナーシップ（Lebenspartnerschaft）」とは、同性カップルが、

* インターネット情報は、2016年8月31日現在である。

(1) 男性間の性行為は、刑法典第175条において処罰の対象とされていた。1969年の改正により、21歳未満の男性に対する同性間の性行為が処罰されるようになり、1974年の改正では、18歳未満の男性に対する同性間の性行為が処罰されるようになった。1994年にこれらの規定が廃止された。Erstes Gesetz zur Reform des Strafrechts vom 25. Juni 1969 (BGBl. I S. 645); Viertes Gesetz zur Reform des Strafrechts vom 23. November 1973 (BGBl. I S. 1725); Neunundzwanzigstes Strafrechtsänderungsgesetz - §§ 175, 182 StGB vom 31. Mai 1994 (BGBl. I S. 1168)。1957年の連邦憲法裁判所判決（BVerfGE 6, 389）は、女性の同性愛を禁じていなかったことについて、男性と女性は生物学的に異なる（例えば、少女よりも少年の方が同性愛者からの誘惑に負けやすい）ため、男女平等の原則を適用することはできないとしている。

(2) ABl. EG C 61/26 vom 28. Februar 1994.

(3) Gesetz über die Eingetragene Lebenspartnerschaft (Lebenspartnerschaftsgesetz) vom 16. Februar 2001 (BGBl. I S. 266)。制定当初の生活パートナーシップ法の翻訳及び解説については、戸田典子「人生パートナーシップ法—同性愛の「結婚」を認めたドイツ」『外国の立法』No.212, 2002.5, pp.20-36; ハインリッヒ・デルナー著、野沢紀雅/宮元ともみ訳「第二章 ドイツ法における生活パートナー関係—法的差別の終焉」ハインリッヒ・デルナー著、野沢紀雅/山内惟介編訳『ドイツ民法・国際私法論集』中央大学出版部, 2003, pp.19-54を参照。生活パートナーシップに関する解説は、三宅利昌「同性カップルの法的保護について—ドイツの登録生活パートナーシップ法を中心として—」『創価法学』32(1・2), 2002.11, pp.131-154; 渡邊泰彦「ドイツ生活パートナーシップ法の概観 (1)」『東北学院法学』(65), 2006.10, pp.81-150; 同「ドイツ生活パートナーシップ法の概観 (2・完)」『東北学院法学』(66), 2007.11, pp.1-79を参照。

所管官庁⁽⁴⁾において、生涯にわたりパートナーシップを営もうとする意思表示を行ったときに公的に登録されるものであるが、異性間の婚姻とは別の独自の法制度である。生活パートナーシップの制度が設けられたことにより、同性カップルの共同生活が法的に保障される枠組みが整えられた。

2014年現在、ドイツにおける同性カップルは、公的に登録されていないものも含め、87,000組（男性約55%、女性約45%）とされている。このうち、登録された生活パートナーシップは、41,000組（男性約58%、女性約42%）である⁽⁵⁾。数次の連邦憲法裁判所判決を受け、現在、生活パートナーシップの制度には、婚姻とほぼ同じ権利義務が法律上与えられている。

本稿では、第I章で制定当初の生活パートナーシップ法の内容及び同法を合憲とした2002年7月17日の連邦憲法裁判所判決⁽⁶⁾を、第II章で生活パートナーシップと婚姻との平等化を命ずる2009年7月7日の連邦憲法裁判所判決及びその後の関係法律の改正を、第III章で生活パートナーシップと婚姻との間に残る差異を紹介する。併せて、2015年11月20日に最終改正された生活パートナーシップ法を訳出する。なお、本稿で取り上げた連邦憲法裁判所判決については、解説の末尾に「表 生活パートナーシップに関する連邦憲法裁判所判決」を付した。

I 生活パートナーシップ法の制定と合憲判決

1 制定時の内容

1998年9月の連邦議会議員選挙で成立した社会民主党（SPD）と緑の党の連立政権は、その連立協定において生活パートナーシップ法の制定について合意した。この合意に基づき、両党は、2000年7月4日、「同性の共同体「生活パートナーシップ」に対する差別を廃止するための法律案」を連邦議会に提出した⁽⁷⁾。2000年12月10日、連邦議会は法律案を可決し、法律は2001年2月22日に公布され、同年8月1日に施行された⁽⁸⁾（以下、同法を「差別廃止法」という。）。この法律は、第1章で生活パートナーシップ法を新たに制定し、第2章及び第3章でその他の約60の関係法令を改正し、第4章で関係する法規命令を改正し並びに第5章で施行を定めるものであった。

差別禁止法の制定に際して論点となったのは、生活パートナーシップの制度と婚姻の制度との関係であった。ドイツ連邦共和国基本法（Grundgesetz）（憲法に相当する。以下「基

(4) 制定当初は、どの官庁を所管官庁とするかは各州に委ねられており、連邦法である生活パートナーシップ法では、漠然とした「所管官庁」という表現となっていた。半数の州では、身分登録局が所管していた。身分登録局は、日本の戸籍制度に類似する身分登録を行う機関であり、身分登録簿は、出生登録簿、死亡登録簿、婚姻登録簿及び家族登録簿の4つに分かれている。山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林、1991、p.480。その後、2007年2月19日の戸籍法改正（Personenstandsrechtsreformgesetz vom 19. Februar 2007 (BGBl. I S. 122) 2009年1月1日施行）により、「所管官庁」の文言は、「身分登録局」に改められた。

(5) Statistisches Bundesamt, *Statistisches Jahrbuch: Deutschland und Internationales*, 2015, S. 56. 同性カップルは平均7~8年の同居期間を経て、生活パートナーシップを設定している。生活パートナーシップ設定の動機は、養子（52%）、関係の強化（41%）等である。Marina Rupp, Hrsg., *Die Lebenssituation von Kindern in gleichgeschlechtlichen Lebenspartnerschaften*, Köln: Bundesanzeiger Verlag, 2009, S. 218f.

(6) BVerfGE 105, 313; 三宅雄彦「32 生活パートナーシップ法の合憲性」ドイツ法令判例研究会編『ドイツの憲法判例 III』信山社出版、2008、pp.189-194を参照。

(7) Deutscher Bundestag, *Drucksache* 14/3751.

(8) Gesetz zur Beendigung der Diskriminierung gleichgeschlechtlicher Gemeinschaften: Lebenspartnerschaften vom 16. Februar 2001 (BGBl. I S. 266).

本法」という。)第6条第1項は、「婚姻及び家族は、国家秩序の特別の保護を受ける。」と定めている⁽⁹⁾。当時野党であったキリスト教民主同盟(CDU)及びキリスト教社会同盟(CSU)は、生活パートナーシップを婚姻と同等なものにしようとする差別禁止法は、子どもの養育という機能を果たす婚姻及び家族の特別な保護を定める基本法第6条第1項に抵触すると一貫して主張していた⁽¹⁰⁾。そのため、差別禁止法の制定に際しては、CDU及びCSUに配慮して、同性間の生活パートナーシップの制度と異性間の婚姻の制度との間に、種々の差異が設けられた⁽¹¹⁾。

同性カップルの婚姻を認める「同性婚」であれば、例えば、民法典⁽¹²⁾第1353条(婚姻)の規定「婚姻は、生涯にわたり締結される。」の文言を、「婚姻は、異性又は同性の2人の間で、生涯にわたり締結される。」と変更すれば、様々な法律中の配偶者に関する規定が同性カップルにも適用されることになる⁽¹³⁾。しかし、ドイツにおいては生活パートナーシップという別の制度が導入されたため、様々な法律中の配偶者に関する規定のうち、婚姻との差異を考慮して、どの規定を生活パートナーにも適用するかについて選択が行われた。このため、生活パートナーシップ法の制定に加えて、民法典等の数多くの関係法令が改正されたのである。

差別禁止法により制定された生活パートナーシップ法及び関連する民法典改正の概要は、次のとおりである。下記のうち、特に婚姻の場合と異なるのは⑤及び⑥であった。

- ①生活パートナーシップは、所管官庁において⁽¹⁴⁾、当事者2人が生活パートナーシップを営もうとする意思表示を行うことにより設定される。未成年者、既に他の者と婚姻している者及び相互の配慮・扶助・共同生活形成義務を負う意思がない者は生活パートナーシップを設定できず、直系血族又は兄弟姉妹の間の生活パートナーシップも認められない(生活パートナーシップ法第1条。以下特に断りのない場合には、生活パートナーシップ法の条文を指す)。
- ②生活パートナーは、互いに配慮し、扶助し、共同の生活形成⁽¹⁵⁾をする義務を負う。また、生活パートナーは、互いに対し責任を負う(第2条)。
- ③生活パートナーは原則別氏であるが、どちらか一方の氏を共通の氏(生活パートナーシップの氏)とすることができる(第3条)。
- ④生活パートナーは、相互に生計を維持する義務を負う(第5条)⁽¹⁶⁾。
- ⑤生活パートナーシップの法定財産制⁽¹⁷⁾は規定されず、財産制について調整共同制⁽¹⁸⁾とする意思表示を行うか、又は別の財産関係を定める生活パートナーシップ契約を結ばなければならない(第6条及び第7条)。

(9) 1949年の基本法制定時に想定されていた家族は、夫が家族を養い、妻は専業主婦である核家族であった。Gunther Dietrich Gade und Christoph Thiele, „Ehe und eingetragene Lebenspartnerschaft: Zwei namensverschiedene Rechtsinstitute gleichen Inhalts?“, *Die Öffentliche Verwaltung*, 66(4), Februar 2013, S. 145.

(10) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll* 14/115, S. 10961f.

(11) *ibid.*, S. 10965.

(12) Bürgerliches Gesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. Januar 2002 (BGBl. I S. 42, 2909; 2003 I S. 738).

(13) これは、1994年と1995年に緑の党が連邦議会に提出した「同性愛者に婚姻の権利を与える法律案」の内容である。Entwurf eines Gesetzes zur Einführung des Rechts auf Eheschließung für Personen gleichen Geschlechts (Deutscher Bundestag, *Drucksache* 12/7885, 13/2728). しかし、これらの法律は成立しなかった。

(14) 前掲注(4)を参照。

(15) 生活パートナーは、婚姻する夫婦に課されている同居関係(häusliche Gemeinschaft)や性的な共同関係(Geschlechtsgemeinschaft)を営む義務を有しないというのが学説の支配的見解である。デルナー 前掲注(3), pp.28-29.

(16) これは、生活パートナー双方が職業に従事することを想定する規定であった。同上, pp.29-30.

- ⑥一方の生活パートナーは、他方の生活パートナーの実子と養子縁組（Stiefkindadoption）をすることはできないが、当該子の日常的な養育に係る事項について共同決定を行うことができる（第9条）⁽¹⁹⁾。
- ⑦生活パートナーは、婚姻の配偶者と同様の相続権を有する（第10条）。
- ⑧生活パートナーが別居した場合には生計維持費を請求することができる（第12条）。
- ⑨生活パートナーシップは、申請に基づき、裁判により解消され（第15条）、解消後、一方の生活パートナーが生計を維持することができない場合には、他方の生活パートナーに生計維持費を請求することができる（第16条）。
- ⑩一方の生活パートナーが死亡した場合には、賃貸借契約は、他方の生活パートナーに承継される（民法典第569条）。

制定時の生活パートナーシップの制度においては、現在のような養子の権利、年金調整の権利、税法上の優遇等の制度は認められていなかった（後述）。しかし、生活パートナーシップ法の制定は、同性カップルに対する法的差別を解消し、曲がりなりにも生活パートナーシップを婚姻と同列に置いたものとして評価された⁽²⁰⁾。

2 連邦憲法裁判所の合憲判決（2002年7月17日）とこれを受けた法改正

(1) 連邦憲法裁判所の合憲判決（2002年7月17日）

差別廃止法の制定に際しては、生活パートナーシップ制度の導入によって婚姻や家族の在り方に大きな影響が及ぶのではないかと危惧する人々と、少数者の権利保護の観点から同性カップルの法的保護を求める人々との間での議論が絶えなかった。

差別廃止法が制定されると、保守政党であるCDU又はCSUが単独で政権をとっているバイエルン州政府、ザクセン州政府及びテューリンゲン州政府は、2001年6月から7月にかけて、差別廃止法が基本法第6条第1項等の規定に抵触するとして、連邦憲法裁判所に違憲審査を求めた。⁽²¹⁾

基本法第6条第1項は、①婚姻及び家族が国家からの干渉を受けないこと（婚姻の自由）、②婚姻及び家族の制度を保護すべき国家の義務（婚姻の制度保障）、③適切な措置により婚姻や家族のための助成措置を講ずるべき国家の義務（婚姻の価値決定原則⁽²²⁾）を内容とするといわれる⁽²³⁾。

訴えを提起した3州の主張は、次のようなものであった。第6条第1項は婚姻に対する

(17) 法定財産制とは、夫婦の財産関係について、別途の夫婦財産契約が存在しない場合に適用される法定の制度である。法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典第3版』有斐閣、2006、p.1268。ドイツにおける夫婦の法定財産制は、剰余共同制（Zugewinnngemeinschaft）である。剰余共同制は、夫婦両者の財産を別産とするが、剰余共同制の開始の際のそれぞれの財産を剰余共同制の終了の際のそれぞれの財産から控除し、一方の剰余が他方の剰余を超過する額の2分の1を他方に与えるものである。山田 前掲注(4)、pp.753-754。

(18) 生活パートナーのために定められた調整共同制（Ausgleichsgemeinschaft）は、婚姻する夫婦のための法定財産制である剰余共同制と同じである。Deutscher Bundestag, Drucksache 15/3445, S. 15。

(19) 一方の生活パートナーと第三者の子との養子縁組は、制定当初から可能である。

(20) デルナー 前掲注(3)、p.42。

(21) 戸田 前掲注(3)、p.26を参照。

(22) 価値決定原則（wertentscheidende Grundsatznorm）は、婚姻及び家族に関する全ての法領域においてその価値を貫徹しなければならないことを意味しており、例えば、婚姻と家族を他の生活形態よりも、税金や社会保険において不利に扱ってはならないことを含意する。Ingo von Münch und Philip Kunig, Grundgesetz Kommentar, Band 1, 6., neubearbeitete Auflage, München: Beck, 2012, S. 565。

(23) *ibid.*

特別な保護を定めており、婚姻は排他的な保護を受ける。そのため、異性間の婚姻ではない生活パートナーシップに婚姻同様の制度を保障することは、基本法第6条第1項に抵触する。婚姻や家族を他の生活形態よりも保護しなければならないというこの理論（「距離要請の原則 Abstandsgebot」⁽²⁴⁾）は、婚姻の制度保障と価値決定原則から導かれる。

これに対し、連邦憲法裁判所は、2002年7月17日、生活パートナーシップの制度は、婚姻が困難である者のためのもので、婚姻の制度と競合するものではないこと、また、生活パートナーシップは、基本法第6条第1項の規定により保護を受ける婚姻とは別の制度であることから、差別禁止法は、基本法第6条第1項に抵触せず、合憲であると判示した（1 BvF 1/01, 1 BvF 2/01）。また、基本法第6条第1項の規定は、婚姻に対するのと同様の又は類似の権利及び義務を生活パートナーに対して法律で定めることを妨げるものではないとして、距離要請の原則を否定した⁽²⁵⁾。

(2) 合憲判決後の法改正

この連邦憲法裁判所の判決を受けて、婚姻と生活パートナーシップの一層の平等化を図るために生活パートナーシップ法が大きく改正され⁽²⁶⁾、2005年1月1日に施行された。この改正により民法典の準用規定が増え、生活パートナーシップと婚姻の制度の差異は、ますます小さくなった。

このときの主な改正内容は、民法典の婚約に係る規定を準用したこと（第1条第3項）、主に家事を担当する配偶者は、家事により家族の生計を維持する義務を遂行する旨の民法典第1360条第2文を準用したこと（第5条）、婚姻と同じく剰余共同制を法定財産制としたこと（第6条）、生活パートナーシップの解消の事由を離婚事由に準じるものにしたこと（第15条）⁽²⁷⁾、一方の生活パートナーの実子と他方の生活パートナーとの養子縁組を可能としたこと（第9条第7項）、年金の調整に関する規定を定めたこと（第20条）⁽²⁸⁾である。

II 生活パートナーシップに関するその後の法改正

1 婚姻との平等化を命ずる連邦憲法裁判所判決（2009年7月7日）

連邦憲法裁判所は、2009年7月7日、公務被用者⁽²⁹⁾のための上乘せ職域年金⁽³⁰⁾における遺族年金について、婚姻と生活パートナーシップの平等な取扱いを求める判決を下した

(24) ただし、連邦憲法裁判所は、従前の判決において、この距離要請の原則を唱えたことはなかった。Christiane Freytag, „Lebenspartnerschaftsgesetz, Eheschutzgebot und Differenzierungsverbot“, *Die Öffentliche Verwaltung*, 55(11), Juni 2002, S. 448f.

(25) この判決については、三宅 前掲注(6)を参照。当該判決は、生活パートナーシップ法は、基本法第3条第3項（特別差別禁止）及び第1項（法の前の平等）にも抵触しないとしている。

(26) Gesetz zur Überarbeitung des Lebenspartnerschaftsrechts vom 15. Dezember 2004 (BGBl. I S. 3396).

(27) 従来、生活パートナーシップの解消は、一方の生活パートナーによる生活パートナーシップ継続の意思がないことの意味表示からの経過年数によっていたが、改正後は別居年数によることとなった。

(28) 年金等の調整 (Versorgungsausgleich) とは、離婚の場合に、夫婦が将来年金や恩給、養老保険等の保険金を取得するであろう場合には、婚姻継続年数に応じた夫婦それぞれの年金等の額を算出し、離婚配偶者の一方が両者の差額の半分を他方に与えなければならない制度である。山田 前掲注(4), p.680.

(29) ドイツの公務員には、官吏 (Beamte) と公務被用者 (Arbeitnehmer) の2種類がある。官吏は、公法上の勤務・忠誠関係にあって国家権力を通常の任務として行使する。他方の公務被用者は、連邦、州及び自治体との間の団体協約に基づき、私法的雇用関係に立つ。山口和人「ドイツ公務員制度の諸問題」『レファレンス』No.764, 2014.9, pp.5-23. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8752134_po_076401.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(30) 官吏のためには、独自の恩給制度がある。公務被用者は、民間企業の被用者等と共通の法定年金保険に加入し、更に上乘せ部分の職域年金に強制加入している。

(1 BvR 1164/07)。この判決で問題となったのは、連邦及び州の公務被用者のための年金基金 (Versorgungsanstalt des Bundes und der Länder) の定款において異性の配偶者のみに遺族年金を保障する第 38 条であった。判決は、当該定款第 38 条は、基本法第 3 条第 1 項の「全ての者は、法律の前に平等である。」という一般平等原則 (allgemeiner Gleichheitssatz) に抵触するとし、当該規定を 2005 年 1 月 1 日から生活パートナーにも遡及適用することを命じた。この判決を受けて、当該定款は 2012 年に改正され、関連規定は 2005 年 1 月 1 日から遡及的に施行された⁽³¹⁾。

判決の要旨は次のとおりである。生活パートナーシップと婚姻は、長期にわたる法的拘束力をもつパートナーシップという点で共通しており、当事者双方は相互に生計を維持する義務を負い、責任を負うことに相違はない。婚姻は基本法第 6 条第 1 項で保護されているという理由のみによって生活パートナーシップを差別することは、その時々々の法的状況に鑑みて、これを正当化する十分に重要な理由がある場合にのみ許容される。そのような理由がない場合には、生活パートナーシップと婚姻を差別して扱うことは、基本法第 3 条第 1 項に抵触する⁽³²⁾。

前述の 2002 年 7 月 17 日の連邦憲法裁判所判決は、基本法第 6 条第 1 項 (婚姻及び家族の保護) は第 3 条第 1 項の特別規定であることから婚姻と家族を他の生活形態より優遇することが正当化されるという理解に立ち、基本法第 6 条第 1 項により婚姻及び家族に与えられる保護は生活パートナーシップの制度化により影響を受けないという理由で、生活パートナーシップ法を合憲とした。しかし、2009 年 7 月 7 日の判決においては、基本法第 3 条第 1 項の規定を根拠に、婚姻と生活パートナーシップの平等な取扱いが求められた⁽³³⁾。

2 生活パートナーシップと婚姻を平等に取り扱うための関係法律の改正

以降、連邦憲法裁判所は、税法等に係る一連の判決において、同様の論拠により婚姻と生活パートナーシップの平等な取扱いを求めることになる。それに伴う関連法の改正により、生活パートナーの権利はより拡充し、婚姻とより類似した制度となってきた。以下に、生活パートナーシップに関する主要な法改正の概要を紹介する。

① 相続税及び贈与税法の改正⁽³⁴⁾(2009 年 1 月 1 日施行)

この改正により、相続税及び贈与税に関して、配偶者と生活パートナーの取扱いが同等となった (相続税及び贈与税法⁽³⁵⁾第 15 条から第 17 条まで及び第 19 条)。さらに、相続税及び贈与税法における婚姻及び生活パートナーシップの不平等な取扱いは基本法第 3 条第 1 項に抵触するとの 2010 年 7 月 21 日の連邦憲法裁判所判決 (1 BvR 2464/07, 1 BvR 611/07) を受け、生活パートナーシップ法の施行日 (2001 年 8 月 1 日) から 2008 年 12 月

(31) Satzung der Versorgungsanstalt des Bundes und der Länder Bek. d. Finanzministerium – B 6130 – 1.3 – IV vom 31. Januar 2012 (MBL NRW, S. 111). 2005 年 1 月 1 日からの遡及適用の理由は、生活パートナーのための年金調整制度を定めた生活パートナー法の改正の施行日に合わせたものである。

(32) Deutscher Bundestag, Drucksache 18/4862, S. 1f.

(33) 井上典之「平等保障による憲法規範の変容? —ヨーロッパ統合に導かれるドイツ基本法の「家族」についての変化—」松井茂記ほか編集委員『自由の法理—阪本昌成先生古希記念論文集—』成文堂, 2015, pp.673-683; 村山美樹「婚姻の意味変化について—ドイツにおける生活パートナーシップと平等—」『中央大学大学院研究年報』44 号, 2015.2, pp.425-435 を参照。しかし、婚姻と生活パートナーシップを平等に取り扱うべきという連邦憲法裁判所判決により、基本法第 6 条第 1 項の規定が骨抜きになるとの批判がある。Gade und Thiele, *op. cit.* (9).

(34) Gesetz zur Reform des Erbschaftsteuer- und Bewertungsrechts vom 24. Dezember 2008 (BGBl. I S. 3018).

(35) Erbschaftsteuer- und Schenkungsteuergesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 27. Februar 1997 (BGBl. I S. 378).

31日までに死亡した生活パートナーに係る相続税及び贈与税にも、改正法の規定が遡及適用された⁽³⁶⁾。

② 連邦官吏法等の改正⁽³⁷⁾(2009年1月1日遡及施行)

この改正により、官吏に関する法令中の婚姻に関する規定が生活パートナーにも適用されることになった。例えば、官吏の家族手当 (Familienzuschlag) (連邦俸給法⁽³⁸⁾第40条) 並びに官吏の配偶者が医療及び介護サービスを必要とする場合の補助給付 (Beihilfe)⁽³⁹⁾(連邦官吏法⁽⁴⁰⁾第80条) に関する規定が生活パートナーにも適用されることになった。

さらに、官吏のための家族手当における婚姻及び生活パートナーシップの不平等な取扱いは基本法第3条第1項に抵触するとの2012年6月19日の連邦憲法裁判所判決 (2 BvR 1397/09) を受け、生活パートナーシップ法の施行日 (2001年8月1日) から2008年12月31日までの官吏の生活パートナーにも、改正法の規定が遡及適用された。

③ 土地取得税法の改正⁽⁴¹⁾(2010年12月14日施行)

この改正により、土地取得税の免除に関して、配偶者と生活パートナーの取扱いが同等となった (土地取得税法⁽⁴²⁾第3条)。さらに、当該2010年の土地取得税法の改正前に生活パートナーが配偶者のように土地取得税を免除されていなかったことは基本法第3条第1項に抵触するとの2012年7月18日の連邦憲法裁判所判決 (1 BvL 16/11) を受け、生活パートナーシップ法の施行日 (2001年8月1日) から2010年12月13日までの生活パートナーによる土地取得にも、改正法の規定が遡及適用された。

④ 所得税法の改正⁽⁴³⁾(2013年7月19日施行)

この改正により、所得税に関して、配偶者と生活パートナーの取扱いが同等となり、生活パートナーにも所得税の合算申告⁽⁴⁴⁾が可能となった (所得税法⁽⁴⁵⁾第2条)。この改正は、2013年5月7日の連邦憲法裁判所判決 (2 BvR 909/06, 2 BvR 1891/06, 2 BvR 288/07) を受けたものである⁽⁴⁶⁾。連邦憲法裁判所は、配偶者と生活パートナーを等しく扱わない旧規定は、基本法第3条第1項に抵触すると判示していた。

⑤ 生活パートナーシップ法の改正⁽⁴⁷⁾(2014年6月27日施行)

この改正により、一方の生活パートナーの養子と他方の生活パートナーとの養子縁組 (Sukzessivadoption) が可能となった (第9条第7項)。

(36) この判決は、連邦憲法裁判所法第31条第2項の規定により法的効力を有する。②及び③に紹介した判決についても同様である。

(37) Gesetz zur Übertragung ehebezogener Regelungen im öffentlichen Dienstrecht auf Lebenspartnerschaften vom 14. November 2011 (BGBl. I S. 2219).

(38) Bundesbesoldungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. Juni 2009 (BGBl. I S. 1434).

(39) 官吏のための社会給付は、雇用主が負担する補助給付である。補助給付は必要なサービス全部を賄うものではないので、官吏は任意で公的保険又は民間保険に追加加入している。

(40) Bundesbeamtengesetz vom 5. Februar 2009 (BGBl. I S. 160).

(41) Jahressteuergesetz 2010 vom 8. Dezember 2010 (BGBl. I S. 1768).

(42) Grunderwerbsteuergesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 26. Februar 1997 (BGBl. I S. 418, 1804). 第3条は、一方の配偶者からの相続又は譲渡による他方の配偶者の土地取得について、税が免除される旨を定めていた。

(43) Gesetz zur Änderung des Einkommensteuergesetzes in Umsetzung der Entscheidung des Bundesverfassungsgerichtes vom 7. Mai 2013 vom 15. Juli 2013 (BGBl. I S. 2397).

(44) 所得税の夫婦合算申告 (Ehegattensplittung) は、夫婦2人の所得を合算して2で除した所得額にそれぞれ所得税を課すもので、夫婦間の所得差が大きいほど所得税の納付額が減る制度である。

(45) Einkommensteuergesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 8. Oktober 2009 (BGBl. I S. 3366, 3862).

(46) 当該判決については、ドイツ憲法判例研究会「ドイツ憲法判例研究 (167) 配偶者分割課税と登録生活パートナーに対する差別」『自治研究』91(3), 2015.3, pp.155-162.

(47) Gesetz zur Umsetzung der Entscheidung des Bundesverfassungsgerichts zur Sukzessivadoption durch Lebenspartner vom 20. Juni 2014 (BGBl. I S. 786).

この改正は、2013年2月19日の連邦憲法裁判所判決（1 BvL 1/11, 1 BvR 3247/09）を受けたものである⁽⁴⁸⁾。連邦憲法裁判所は、一方の生活パートナーの養子と他方の生活パートナーが養子縁組をできないことは、当該養子と生活パートナーの平等権の侵害であり、基本法第3条第1項に抵触すると判示していた。

Ⅲ 婚姻との間に残る差異

上述のように生活パートナーシップは婚姻とほとんど変わらぬものとなったと言ってもよいが、緑の党は、依然 50 以上の法令中の約 150 の規定において、生活パートナーシップが婚姻と比べて不平等な取扱いを受けていると主張している⁽⁴⁹⁾。他方、連邦政府は、例えば以下のような規定においては、生活パートナーシップと婚姻との差異をあえて残しているとしている⁽⁵⁰⁾。

①要件（生活パートナーシップ法第1条）を満たさない生活パートナーシップの設定は無効であるのに対し、婚姻は、当初に要件⁽⁵¹⁾を満たしたものでなかったとしても効力を有し、裁判官の決定がある場合にのみ離婚可能である（民法典第1313条及び第1314条）。

②生活パートナーシップは成年（満18歳）に達した者のみ設定することができるが、婚姻は満16歳に達した者でも可能である（民法典第1303条⁽⁵²⁾）。

③外国人による生活パートナーシップの設定には、生活パートナーシップを登録した国の法令が適用される。そのため、外国人の出身国において生活パートナーシップの法制度がない場合にも、外国人同士又は外国人とドイツ人とが、ドイツで生活パートナーシップを登録することができる（民法典施行法⁽⁵³⁾第17b条）。これに対し、外国人の婚姻の要件は国籍国の規定に服するとされているため、外国人とドイツ人との婚姻はドイツの法令に則って可能であるが、外国人同士がドイツで婚姻することは、困難である。（民法典施行法第13条）。

なお、生活パートナーシップと婚姻との間で最も異なるのは、養子に関する規定である⁽⁵⁴⁾。前述のように、生活パートナーの養子については、2005年1月1日施行の法改正により、一方の生活パートナーの実子と他方の生活パートナーとの養子縁組が可能となり、2014年6月27日施行の法改正により、一方の生活パートナーの養子と他方の生活パートナーとの養子縁組が可能となった。しかし、生活パートナー双方が第三者の子と同時に養子縁組することはいまだできない。婚姻する夫婦の場合には、共同でのみ養子縁組するこ

(48) 当該判決については、ドイツ憲法判例研究会「ドイツ憲法判例研究（181）生活パートナーシップ関係の下での継養子の可否」『自治研究』92(5), 2016.5, pp.146-154.

(49) 具体的な規定については、Deutscher Bundestag, *op. cit.* (32), S. 3f.

(50) Deutscher Bundestag, *Drucksache* 18/6276, S. 2.

(51) 婚姻の要件は、年齢（民法典第1303条）、行為能力（同第1304条）、重婚の禁止（同第1306条）、近親婚の禁止（同第1307条）、方式の欠缺（同第1311条）並びに心神喪失、詐欺及び強迫等（同第1314条）である。

(52) 民法典第1303条によれば、原則は成年に達した者同士であるが（第1項）、一方が成年に達していれば、申請に基づき、家庭裁判所が婚姻を認める。これは、未成年者でも、子が生まれる場合に、その子が婚姻関係の中で育つ方が良いという考えに基づいている。戸田 前掲注(3), p.24を参照。

(53) *Einführungsgesetz zum Bürgerlichen Gesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 21. September 1994* (BGBl. I S. 2494; 1997 I S. 1061).

(54) 詳細は、渡邊泰彦「同性の両親と子—ドイツ、オーストリア、スイスの状況—（その1）」『産大法学』47(3・4), 2014.1, pp.290-329; 同「同性の両親と子—ドイツ、オーストリア、スイスの状況—（その2）」『産大法学』48(1・2), 2015.1, pp.217-258; 同「同性の両親と子—ドイツ、オーストリア、スイスの状況—（その3）」『産大法学』49(1・2), 2015.10, pp.94-127; 同「同性の両親と子—ドイツ、オーストリア、スイスの状況—（その4）」『産大法学』49(4), 2016.2, pp.1-97を参照。

とができる（民法典第 1741 条⁽⁵⁵⁾）。

一方の生活パートナーの実子と他方の生活パートナーとの養子縁組としては、一方の生活パートナーの前婚の子の場合と生殖補助医療による子の場合がある⁽⁵⁶⁾。前婚の子の場合には、もう片方の実親の同意を要するが、現実的には当該同意を得ることは困難であるため、このようなケースは実際には少ないとの指摘がある。また、養子縁組の手續に数年単位の時間がかかることも問題とされている⁽⁵⁷⁾。生殖補助医療による子の多くは第三者からの精子の提供を受けた女性の生活パートナーの子であるが⁽⁵⁸⁾、精子を提供した男性と子との関係や、子の出自を知る権利等が問題とされている。

一方の生活パートナーが先に養子縁組を行い、その後で他方の生活パートナーが当該養子との縁組を行うような養子縁組は、一般的に困難という指摘がある⁽⁵⁹⁾。これは、生活パートナーが共同で同時に養子縁組をすることができないため、子ともう一方の生活パートナーの間に法的な関係が結ばれないことが、養子縁組の決定に関わる青少年局（Jugendamt）及び後見裁判所（Vormundschaftsgericht）により考慮されるためである。さらに、養子縁組を希望する夫婦も多く、養子縁組は夫婦に対して優先して行われる。そのため、外国で養子縁組が行われることも多い⁽⁶⁰⁾。生活パートナーが共同で第三者の子と同時に養子縁組することができないことについては、子の福祉の観点からの批判も多い⁽⁶¹⁾。

異性間の夫婦では、子を持たないことを希望するものが増えているのに対して⁽⁶²⁾、同性間の生活パートナーでは子を持つケースが増えていることもあり⁽⁶³⁾、生活パートナーの養子に関する規定の整備を望む声も増えている⁽⁶⁴⁾。

(55) 民法典第 1741 条第 2 項によれば、婚姻していない者は単独でのみ養子縁組することができる。事情があり例外的な場合には、婚姻した一方の配偶者は、他方の配偶者の養子と縁組することができる。

(56) 例えば、女性の生活パートナーは、生殖補助医療の技術を利用し、第三者から精子提供を受けて子を得ることができる。ドイツでは、第三者から精子提供を受けて子を得ることについて、法律による規制は見られない。しかし、各州の医師会の生殖補助医療ガイドライン（通例、法的拘束力がある）では、子は遺伝的につながった両親の元で育つのが望ましいとして、女性の生活パートナーに対する第三者からの精子提供を禁じることが多い。ただし、各州の生殖補助医療ガイドラインも一様ではなく、ハンブルク州医師会のものでは、女性の生活パートナーに対する第三者からの精子提供が許可されている。この点について、各州の規制状況をドイツ同性愛者連盟（Lesben- und Schwulenverband）が独自に調査した結果は、同連盟のウェブサイト <<https://www.lsvd.de/recht/ratgeber/kuenstliche-befruchtung.html>> に掲載されている。また、医師会の監督の下にない精子バンクの利用も多く、外国で第三者からの精子提供を受ける者もいる。Nina Dethloff, *Gleichgeschlechtliche Paare und Familiengründung durch Reproduktionsmedizin*, Berlin: Friedrich Ebert Stiftung, 2016, S. 17. 他方、男性の生活パートナーが生殖補助医療の技術を利用して子を得るために必要となる第三者からの卵子提供も受精卵を受胎させる代理母も、胚保護法により禁止されている。

(57) Rupp, *op. cit.* (5), S. 218f.

(58) Dorett Funcke und Petra Thorn, Hrsg., *Die gleichgeschlechtliche Familie mit Kindern*, Bielefeld: Transcript, 2010, S. 72.

(59) Claudia Campbell, „Stiefkindadoption bei eingetragener Lebenspartnerschaft“, *NJW-Spezial*, Heft 5, 2016, S. 132f; Hartmut Kreß, „Lebenspartnerschaftsgesetz: Rechtspolitischer Fortschreibungs- und Reformbedarf“, *Zeitschrift für Rechtspolitik*, 45(8), 22. November 2012, S. 236. 特に、男性の同性パートナーの養子縁組の希望が多い。

(60) Rupp, *op. cit.* (5), S. 223ff. この場合にも手續に時間がかかる。同性間の生活パートナーシップの関係を秘密にして手續を行う者もある。外国での養子縁組の後、ドイツで他方の生活パートナーと養子縁組をして初めて、当該子はドイツ国籍を取得することができる。

(61) Kreß, *op. cit.* (59), S. 234ff.

(62) 20～50 代の女性の 22%及び男性の 36%が子を有さず、子を有さない 20～50 代の男女の 75%は、子を有したいと思っていない。Carsten Wippermann, „Gewollte Kinderlosigkeit und aufgeschobener Kinderwunsch“, *Gynäkologische Endokrinologie*, 1/2016, S. 49ff を参照。

(63) *ibid.*, S. 235. 2006 年には、登録していないものも含む同性カップル 6 万 2300 人（うち登録生活パートナーシップを営む者は 1 万 1900 人）のうち子を有するものは 5,000 人（約 8%）、同性カップルの下で生活する子は 6,600 人であった。同性カップルの下での生活が子に及ぼす影響に関する諸研究によれば、特別に悪い影響は確認されていない。Rupp, *op. cit.* (5), S. 13f, 22ff.

おわりに

生活パートナーシップ法は、少数者の権利保護の目的で当初制定されたが、実質的には、同法の制定は、家族は夫婦と子により構成されるという伝統的な家族観の変化に対応する立法の一つとも言える⁽⁶⁵⁾。少数者の権利保護という当初の目的はほぼ達成されたが、基本法第3条第1項の規定に鑑みて、生活パートナーシップと婚姻をどこまで平等に扱うべきかの議論は終結していない。

生活パートナーシップと婚姻を全く平等なものにしようとするれば、同性婚の制度が導入されなければならない。アレンスバッハ研究所の世論調査によれば、47%が「同性婚が認められていないのは、不当な差別である。」と回答した。しかし、「ドイツ人の大半は、同性婚に賛成である。」が20%であるのに対し、46%が「ドイツ人の大半は、同性婚に反対である。」と回答した⁽⁶⁶⁾。また、72%は「子どもが幸せに育つためには、父親と母親の両方が必要である。」と回答している⁽⁶⁷⁾。

同性パートナーシップは、徐々に婚姻との類似性を強め、婚姻とほぼ同じとみなされるようになったが、上記の世論調査によれば、ドイツの市民も、現在の同性パートナーシップの制度を同性婚とすることには、まだ逡巡（しゅんじゅん）しているようである。いずれにせよ、ドイツにおける家族観が更に変化していくか否か、いずれ同性婚の制度が導入されるか否か、今後の動向が注目される。

(わたなべ ふくこ)

(64) 例えば、緑の党も、女性カップルが子を持つための法整備を要求している。Deutscher Bundestag, *Drucksache* 18/4297. こうした声に対し、2015年6月12日の連邦政府の記者会見において、ザイバート連邦政府報道官は、相続や税金の問題は同性パートナー間に限定されるのに対し、養子の問題は子の福祉と関係しているため、慎重に検討すると発言している。„Regierungspressekonferenz vom 12. Juni“. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/Content/DE/Mitschrift/Pressekonferenzen/2015/06/2015-06-12-regpk.html>>

(65) 同様の立法の例として、他に、婚外子に対する親の配慮権に関する法律等がある。Gesetz über die rechtliche Stellung der nichtehelichen Kinder vom 19. August 1969 (BGBl. I S. 1243); Gesetz zur Reform des Kindschaftsrechts vom 16. Dezember 1997 (BGBl. I S. 2942); Gesetz zur Reform der elterlichen Sorge nicht miteinander verheirateten Eltern vom 16. April 2013 (BGBl. I S. 795): 阿部純一「ドイツにおける婚外子共同配慮法制をめぐる近時の議論—1997年親子法改正後の動向を中心として—」『比較法雑誌』46(2), 2012, pp.187-244; 同「ドイツの新しい婚外子配慮法—2013年4月16日改正法の意義と問題—」『法学新報』120(7/8), 2014.1, pp.215-149. 配慮権とは、1980年から「親権 (elterliche Gewalt)」に代わった民法典中の概念である。親権は、親の子に対する支配権的概念であったが、配慮権は子の福祉を指導理念とするものである。親の配慮には、子についての身上配慮と財産配慮がある。岩志和一郎「ドイツの新親子法 (上)」『戸籍時報』No.493, 1998.11, pp.2-8; 同「ドイツ親権法規定 (仮訳)」『早稲田法学』76(4), 2001, pp.225-227 を参照。

(66) 問いは、「大半の [ドイツ人は] どう考えていると、あなたは思いますか?」というものであり、個人的な考えを尋ねるものではなかった。

(67) Thomas Petersen, „Wenn sich die Mehrheit für die Minderheit hält“, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 16. Juli 2015, S. 8.

表 生活パートナーシップに関する連邦憲法裁判所判決

判決日	事件番号
	判決の概要
2002. 7.17	生活パートナーシップ法合憲判決 (1 BvF 1/01, 1 BvF 2/01)
	生活パートナーシップの制度は、婚姻が困難である者のためのもので、同制度の導入により婚姻する者が少なくなることはない。そのため、基本法第6条第1項(婚姻及び家族の保護)は、立法者が生活パートナーシップのために婚姻と類似の権利義務を定めることを妨げるものではない。よって、生活パートナーシップの制度の導入は、基本法第6条第1項に抵触しない。
2009. 7. 7	公務被用者のための上乘せ職域年金における遺族年金 (1 BvR 1164/07)
	異性の配偶者のみに遺族年金を保障する「連邦及び州の公務被用者のための年金基金定款」第38条は、基本法第3条第1項(一般平等原則)に抵触する。婚姻の優遇により、婚姻と類似の他の生活形態に不利益をもたらすことは、基本法第6条第1項の規定により正当化されない。
2010. 7.21	相続税及び贈与税 (1 BvR 2464/07, 1 BvR 611/07)
	相続税及び贈与税法における婚姻及び生活パートナーシップの不平等な取扱いは、基本法第3条第1項に抵触する。
2012. 6.19	連邦官吏 (2 BvR 1397/09)
	連邦官吏のための家族手当における婚姻及び生活パートナーシップの不平等な取扱いは、基本法第3条第1項に抵触する。他の生活形態に不利益を与えて婚姻を優遇するためには、基本法第6条第1項の規定を超えて、その時々々の法令の規定及びその目的に鑑みて、他の生活形態を不平等に取り扱うことが正当化される十分に重大な理由が必要である。
2012. 7.18	土地取得税 (1 BvL 16/11)
	2010年の土地取得税法の改正前に生活パートナーが配偶者のように土地取得税を免除されていなかったことは、基本法第3条第1項に抵触する。連邦憲法裁判所が違憲とした規定を遡及適用しないことは、例外的に特別な正当化が必要な場合に限る。
2013. 2.19	一方の生活パートナーの養子と他方の生活パートナーとの養子縁組 (1 BvL 1/11, BvR 3247/09)
	一方の生活パートナーの養子と他方の生活パートナーが養子縁組をできないことは、当該養子と生活パートナーの平等権の侵害であり、基本法第3条第1項に抵触する。
2013. 5. 7	所得税合算申告 (2 BvR 909/06, 2 BvR 1981/06, 2 BvR 288/07)
	所得税の合算申告制度における婚姻及び生活パートナーシップの不平等な取扱いは、基本法第3条第1項に抵触する。

出典：筆者作成。

登録された生活パートナーシップに関する法律 (生活パートナーシップ法)

Gesetz über die Eingetragene Lebenspartnerschaft (Lebenspartnerschaftsgesetz)
(2001年8月1日施行、2015年11月20日最終改正)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子訳
調査及び立法考査局ドイツ法研究会訳*

第1章 生活パートナーシップの設定

第1条 方式及び要件

- (1) 同性の2人の者であって、生涯にわたり共にパートナーシップを営もうとしている意思を身分登録官 [Standesbeamter]⁽¹⁾ に対し本人自身が双方の同席の下に表示するもの(生活パートナー)は、生活パートナーシップを設定する。当該意思表示は、条件又は期限を付して行うことはできない。
- (2) 身分登録官は、生活パートナーの各々に対し、生活パートナーシップを設定する意思を有するか否かを尋ねるものとする。生活パートナーがこの問いを肯定したときは、身分登録官は、生活パートナーシップがそれ以降設定されたことを宣言するものとする。生活パートナーシップの設定は、2人までの証人の立会いの下に行うことができる⁽²⁾。
- (3) 次の各号に掲げる生活パートナーシップは、効力を生じない。
 1. 未成年者、第三者と既に婚姻関係にある者又は既に他の者と生活パートナーシップを営んでいる者との間の生活パートナーシップ
 2. 直系血族との間の生活パートナーシップ
 3. 両親を同じくする兄弟姉妹の間又は両親の一方を同じくする兄弟姉妹との間の生活パートナーシップ
 4. 生活パートナーシップの設定の際、生活パートナーが第2条に定める義務を負う意志がないことを合意している生活パートナーシップ
- (4) 生活パートナーシップを設定するとの約束に基づいて、生活パートナーシップの設定の申請を行うことはできない。民法典第1297条第2項及び第1298条から第1302条ま

* この翻訳は、Gesetz über die Eingetragene Lebenspartnerschaft (Lebenspartnerschaftsgesetz) vom 16. Februar 2001 (BGBl. I S. 266), das zuletzt durch Artikel 19 des Gesetzes vom 20. November 2015 (BGBl. I S. 2010) geändert worden ist <<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/lpartg/gesamt.pdf>> を訳出したもので、ドイツ法研究会の2016年5月から11月までの活動の成果である。同会の構成メンバーは、山口和人、大迫丈志、宍戸真梨、鈴木良典、瀬古雄祐、千田和明、田中嘉彦、濱野恵、藤戸敬貴、藤原佑記、堀内雄斗、山岡規雄、渡辺富久子である。インターネット情報は、2016年8月31日現在である。翻訳にあたっては、戸田典子訳「同性の共同体「人生パートナーシップ」への差別を廃止するための法律」『外国の立法』No.212, 2002.5, pp.31-36を参考にした。訳文中[]内の語句は、原綴も含め、訳者が補ったものである。

(1) 身分登録官は、婚姻届や死亡届等を受理し、登録する市町村の公務員である。ただし、身分登録の任務は州の任務である。山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 1991, pp.597。
(2) 旧西独では婚姻時に2人の証人が立ち会うものとされていたが、旧東独では証人の立会いが必要でなかったことから、証人の立会いは任意とされている。Deutscher Bundestag, Drucksache 13/4898, S. 30。

で⁽³⁾の規定を準用する。

第2章 生活パートナーシップの効果

第2条 パートナーシップに基づく生活共同体

生活パートナーは、配慮し、扶助し、及び共同の生活形成をする義務を互いに負う。
生活パートナーは、互いに対し責任を負う。

第3条 生活パートナーシップの氏

- (1) 生活パートナーは、共同の氏（生活パートナーシップの氏）を定めることができる。
生活パートナーシップの氏として、生活パートナーは、身分登録局に対する意思表示により、一方の生活パートナーの出生時の氏又は生活パートナーシップの氏の決定に関する意思表示の時点において称していた氏を定めることができる。生活パートナーシップの氏の決定に関する意思表示は、生活パートナーシップの設定の際に行うものとする。意思表示が〔生活パートナーシップの設定の〕後になされた場合には、公の認証を受けなければならない。
- (2) その氏が生活パートナーシップの氏とならなかった生活パートナーは、身分登録局に対する意思表示により、出生時の氏又は生活パートナーシップの氏の決定に関する意思表示の時点において称していた氏を、生活パートナーシップの氏に対して前置し、又は後置することができる⁽⁴⁾。生活パートナーシップの氏が複数の氏から構成されている場合には、これを適用しない。生活パートナーの氏が複数の氏から構成されている場合には、これらの氏のうちの一のみを加えることができる。当該意思表示は、身分登録局に対して撤回することができるが、この場合には、第1文の規定による再度の意思表示は許されない。当該意思表示は、生活パートナーシップの設定に際してドイツの身分登録局に対して行われなかったとき、及び当該意思表示を撤回するときは、公の認証を受けなければならない。
- (3) 生活パートナーは、生活パートナーシップの終了後も生活パートナーシップの氏を称する。生活パートナーは、身分登録局に対する意思表示により、その出生時の氏若しくは生活パートナーシップの氏の決定までに称していた氏を再び用い、又はその出生時の氏若しくは生活パートナーシップの氏の決定までに称していた氏を生活パートナーシップの氏に対して前置し、若しくは後置することができる。第2項の規定を準用する。
- (4) 出生時の氏とは、身分登録局に対する意思表示の時点において生活パートナーの出生証明書に登録されていなければならない氏をいう。
- (5) （削除）

(3) 民法典第1297条第2項は違約罰を定めた約束は無効である旨を定めている。民法典第1298条は婚約撤回の場合の賠償義務について、第1299条は相手方の故意過失を理由とする婚約撤回について、第1301条は贈与品の返還請求について、第1302条は時効について定める。第1300条は削除されている。

(4) 夫婦の氏に関する規定（民法典第1355条）に準じたものである。夫婦は、共通の氏を称するもの（婚姻氏）とされているが（別氏でも構わない）、自己の出生時の氏が婚姻氏とならなかった配偶者の一方は、当該出生時の氏（又は前婚の氏）を婚姻氏に前置又は後置することができる（付随氏）。これは、夫優位の婚姻を前提にしながら妻の氏名権を承認する論理とされている。広渡清吾『ドイツ法研究—歴史・現状・比較—』日本評論社、2016、pp.354-362を参照。

第4条 注意義務の範囲

生活パートナーは、生活パートナーシップの関係から生ずる義務の履行に際して、自己のためにするのと同じの注意のみを互いに払わなければならない⁽⁵⁾。

第5条 生活パートナーシップの生計を維持する義務

生活パートナーは、労働及び財産により、パートナーシップに基づく生活共同体の生計を適切に維持する義務を互いに負う。民法典第1360条第2文、第1360a条、第1360b条及び第1609条⁽⁶⁾の規定を準用する。

第6条 財産制

生活パートナーは、生活パートナーシップ契約（第7条）に別段の取決めがない限り、剰余共同制 [Zugewinnngemeinschaft]⁽⁷⁾の財産制を採る。民法典第1363条第2項及び第1364条から第1390条⁽⁸⁾までの規定を準用する。

第7条 生活パートナーシップ契約

生活パートナーは、その財産関係 [güterrechtliche Verhältnisse] を契約（生活パートナーシップ契約）により定めることができる。民法典第1409条から第1563条まで⁽⁹⁾の規定を準用する。

第8条 その他の財産法上の効果 [vermögensrechtliche Wirkungen]

- (1) 一方の生活パートナーの債権者の利益のために、生活パートナーの一方又は双方の占有下にある動産は、債務者たる生活パートナーに帰属するものと推定する。その他については、民法典第1362条第1項第2文及び第3文並びに第2項⁽¹⁰⁾の規定を準用する。
- (2) 民法典第1357条⁽¹¹⁾の規定を準用する。

第9条 一方の生活パートナーの子に関する規定

- (1) 単独で配慮権 [Sorgerecht]⁽¹²⁾を有する両親の一方が生活パートナーシップを営む場合には、他方の生活パートナーは、当該 [生活パートナーシップを営む方の] 配慮権

(5) 自身が自己について日頃行っているのと同じ注意の範囲で、他方の生活パートナーに対しても注意を払えば足りるという意味である。夫婦に関する民法典の規定第277条の準用である。Otto Palandt, *Bürgerliches Gesetzbuch*, München: Beck, 2011, S. 363を参照。

(6) 民法典第1360条第2文は、家事によっても生計を維持する義務を履行する旨を定めている。第1360a条は生計維持義務の範囲について、第1360b条は配偶者の一方が生計維持義務を多めに遂行していた場合において、他方配偶者に補償を求める意図はなかったと推定する旨について、第1609条は生計維持費を受けるべき者の順序について定める。

(7) 剰余共同制 (Zugewinnngemeinschaft) は、ドイツにおける夫婦の法定財産制であり、両者の財産を別産とするが、剰余共同制の開始の際のそれぞれの財産を剰余共同制の終了の際のそれぞれの財産から控除し、一方の剰余が他方の剰余を超過する額の2分の1を他方に与えるものである。山田 前掲注(1), pp.753-754。

(8) 民法典第1363条から第1390条までの規定は、夫婦の法定財産制を定める。法定財産制とは、夫婦の財産関係について、別途の夫婦財産契約が存在しない場合に適用される法定の制度である。法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典 第3版』有斐閣, 2006, p.1268。

(9) 民法典第1409条から第1563条までの規定は、夫婦の契約財産制及び夫婦財産制登記簿について定める。契約財産制は、夫婦がその財産関係を契約によって定めることができる制度である。

(10) 民法典第1362条第1項第2文は、夫婦が別居する場合には、債権者の利益のための夫婦の財産の帰属の推定を行わない旨を定める。同第2項は、専ら一方の配偶者が個人的に使用する物については、配偶者相互の関係及び債権者との関係において、当該物を使用する配偶者に帰属すると推定する旨を定めている。

(11) 民法典第1357条は、各々の配偶者は他方配偶者を代理して日常家事を行う権限を有する旨（夫婦間の日常家事代理権）を定めている。

(12) 配慮権は、Gesetz zur Neuregelung des Rechts der elterlichen Sorge vom 18. Juli 1979 (BGBl. I S. 1061)(1980年1月1日施行)（親の配慮権を定める法律）により、従前の「親権 (elterliche Gewalt)」に代わった概念である。親権は、親の子に対する支配権の概念であったが、配慮権は子の福祉を指導理念とするものである。親の配慮には、子についての身上配慮と財産配慮がある。岩志和一郎「ドイツの新親子法（上）」『戸籍時報』No.493, 1998.11, pp.2-8; 同訳「ドイツ親権法規定（仮訳）」『早稲田法学』76(4), 2001, pp.225-227を参照。

を有する親の了解を得て、子の日常生活の事項における共同決定の権限を有する。民法典第 1629 条第 2 項第 1 文⁽¹³⁾の規定を準用する。

- (2) [子に対して] 危険が迫っている場合には、当該 [他方の] 生活パートナーは、子の福祉のために必要な全ての法律行為を行う権限を有するものとし、配慮権を有する親に対し、遅滞なくこれを報告しなければならない。
- (3) 家庭裁判所は、子の福祉のために必要な場合には、第 1 項に規定する権限を制限し又は排除することができる。
- (4) 生活パートナーが一時的にではなく別居している場合には、第 1 項に規定する権限は存在しない。
- (5) 未婚の子について単独で又は他方の [実] 親と共同で配慮権を有する親とその生活パートナーは、身分登録局に対する意思表示により、共同の世帯で生活する当該子の氏を生活パートナーシップの氏に変更することができる。民法典第 1618 条第 2 文から第 6 文まで⁽¹⁴⁾の規定を準用する。
- (6) 一方の生活パートナーが単独で養子をとる場合には、他方の生活パートナーの同意を必要とする。民法典第 1749 条第 1 項第 2 文及び第 3 文並びに第 3 項⁽¹⁵⁾の規定を準用する。
- (7) 生活パートナーは、他方の生活パートナーの子を単独で養子とすることができる。この場合には、民法典第 1742 条、第 1743 条第 1 文、第 1751 条第 2 項及び第 4 項第 2 文、第 1754 条第 1 項及び第 3 項、第 1755 条第 2 項、第 1756 条第 2 項、第 1757 条第 2 項第 1 文並びに第 1772 条第 1 項第 1 文 c⁽¹⁶⁾の規定を準用する。

第 10 条 相続権

- (1) 被相続人の遺族である生活パートナーは、第一順位群の血族が共同相続人である場合には相続財産の 4 分の 1 について、第二順位群の血族又は祖父母が共同相続人である場合には相続財産の 2 分の 1 について法定相続人とする⁽¹⁷⁾。祖父母及びその直系卑属が共同相続人である場合には、生活パートナーは、相続財産の他の 2 分の 1 のうち、民法典第 1926 条⁽¹⁸⁾の規定によれば当該直系卑属に帰属することになる相続分をも相続する。これに加え当該生活パートナーには、土地の従物でない限り生活パートナーシップの世帯に帰属する家財及び生活パートナーシップの設定の際の贈与品が、先取分として帰属する。[ただし、] 遺族である生活パートナーの他に第一順位群の血族が共同相続人である場合には、先取分は、当該生活パートナーが相当の世帯を営むために必

(13) 民法典第 1629 条は、両親が子を代理することができない場合を定める。

(14) 民法典第 1618 条は、子の氏の変更について定める。

(15) 民法典第 1749 条は、一方の配偶者が単独で未成年者と養子縁組をする場合の他方配偶者の同意について定める。

(16) ドイツの民法典においては、未成年者養子と成年者養子が区別され、未成年者養子は実子と同様の取扱いを受ける。成年者養子は、養親と養子との間に事実上の親子関係が既に生じている場合に認められる。成年者養子には、未成年者養子に係る規定が準用されるが、一部特則がある。民法典第 1741 条から第 1766 条までは、未成年者養子について定める。第 1772 条は、未成年者養子と同様の地位を取得する成年者養子（当該養子の兄弟姉妹であって、未成年のものが同時に養子とされる場合等）について定める。山田晟『ドイツ法概論Ⅱ』[第 3 版] 有斐閣, 2001, pp.306-311 を参照。Gesetz vom 20. Juni 2014 (BGBl. I S. 786)(2014 年 6 月の生活パートナーシップ法改正) によって民法典第 1742 条の準用が定められたことにより、一方の生活パートナーの養子と他方の生活パートナーとの養子縁組が可能となった。

(17) 法定相続順位は、直系卑属が第一順位群、被相続人の父母及びその直系卑属が第二順位群、祖父母とその直系卑属が第三順位群に属する。配偶者は常に相続人となる。山田 前掲注(1), pp.279-280.

(18) 民法典第 1926 条は、第三順位群の法定相続人が祖父母とその直系卑属である旨及びその相続順位を定めている。

要な範囲でのみ帰属する。先取分には、遺贈 [Vermächtnisse]⁽¹⁹⁾に関する規定を適用しなければならない。遺族である生活パートナーが血族としても相続権を有する場合には⁽²⁰⁾、生活パートナーは、血族としても相続人となる。血族としての相続分は、特別相続分とみなす。

- (2) 第一順位群の血族、第二順位群の血族及び祖父母がいない場合には、遺族である生活パートナーが全ての遺産を相続する。別産制が採られていた場合において、遺族である生活パートナーの他に一又は二の被相続人の子が共同相続人であるときには、遺族である生活パートナー及び各子の相続分は相等しいものとし、この場合においても、民法典第 1924 条第 3 項⁽²¹⁾の規定を適用する。
- (3) 被相続人の死亡の時点において、次の各号のいずれかに該当する場合には、遺族である生活パートナーは、相続人から廃除⁽²²⁾される。
 1. 第 15 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定する生活パートナーシップの解消の要件が存在し、かつ被相続人が解消を申し立て又は解消に同意していた場合
 2. 被相続人が第 15 条第 2 項第 3 号に規定する申請を行っており、かつこの申請に理由がある場合
 これらの場合においては、第 16 条の規定を準用する。
- (4) 生活パートナーは、共同遺言 [gemeinschaftliches Testament]⁽²³⁾をすることができる。民法典第 2266 条から第 2272 条まで⁽²⁴⁾の規定を準用する。
- (5) 被相続人が生活パートナーへの遺贈を定めた遺言には、民法典第 2077 条⁽²⁵⁾の規定を準用しなければならない。
- (6) 被相続人が遺族である生活パートナーを死因処分 [Verfügung von Todes wegen]⁽²⁶⁾により相続人から廃除した場合には、当該生活パートナーは、法定相続分の 2 分の 1 と等価のものを遺留分として遺産から請求することができる。遺留分に関する民法典の規定を、生活パートナーを配偶者と同様に扱うという条件の下に、準用する。
- (7) 合有財産 [Gesamtgut]⁽²⁷⁾に帰属する遺産目録及び相続放棄に関する民法典の規定を準用する。

(19) 遺贈（民法典第 1939 条）は、個々の物の遺言による贈与であり、受遺者は相続人と異なる。受遺者は遺贈の目的物を直接に取得するのではなく、相続人に対し受遺物を譲渡すべき旨の債権的請求権を取得する（同第 2174 条）。日本の特定遺贈（民法第 964 条）にあたる。

(20) 第 10 条第 1 項の最後の 2 文は、配偶者に係る民法典第 1934 条に準じた規定である。しかし、直系血族間及び兄弟姉妹間の婚姻は禁じられているため、実際的にはほとんど意味がない規定とされている。Sibylle Kessal-Wulf, *Münchener Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch*, Band 9 Erbrecht, 6. Auflage, München: Beck, 2013, S. 183.

(21) 民法典第 1924 条第 3 項は、相続の時点で死亡している直系卑属の代わりに、この者を通じて被相続人の血族である者が相続人となることを定めている。

(22) 日本では相続人を廃除するために、虐待、重大な侮辱又は他の著しい非行の事由の存在が必要であるが、ドイツでは、相続人を廃除することは被相続人の自由に委ねられ、廃除のために何らの事由の存在を要しない。ドイツでは、廃除された一定の近親者はなお遺留分権を有する。しかし、被相続人は、一定の事由がある場合に、相続廃除とは別に遺留分を剥奪することができる。青竹美佳「相続廃除の基準としての「相続的協同関係の破壊」の現代的意義について—ドイツ法における破綻要件の導入についての議論を参考に—」『修道法学』37(1), 2014.9, pp.1-36.

(23) 共同遺言は、数人が 1 つの書面になした遺言をいい、夫婦以外の者は共同遺言をすることができないとされている（民法典第 2265 条）。日本では、共同遺言は認められていない。山田 前掲注 (16), p.342.

(24) 民法典第 2266 条から第 2272 条までは、共同遺言について定めている。

(25) 民法典第 2077 条は、婚姻又は婚約の解消の際の遺言の無効化について定めている。

(26) 死因処分とは、死後に効力を生ずる処分であり、遺言又は相続契約を指す。山田 前掲注 (16), p.325.

(27) 夫婦が婚姻契約により財産共同制について合意した場合には、夫婦の財産の大部分は合有財産となり、夫若しくは妻又は夫婦共同により管理される。山田 前掲注 (16), pp.281-284.

第11条 生活パートナーシップのその他の効果

- (1) 一方の生活パートナーは、別段の定めがある場合を除き、他方の生活パートナーの家族構成員とみなす。
- (2) 一方の生活パートナーの血族は、他方の生活パートナーと姻族関係にあるとみなす。姻族関係の系及び親等は、姻族関係をもたらした血族関係の系及び親等により定める。姻族関係は、その原因となった生活パートナーシップが解消された場合でも継続する。

第3章 生活パートナーの別居

第12条 別居における生計の維持

生活パートナーが別居している場合には、一方の生活パートナーは、他方から、生活パートナー双方の生活事情、職業事情及び財産事情を考慮して相当な生計維持費を求めることができる。民法典第1361条及び第1609条⁽²⁸⁾の規定を準用する。

第13条 別居における家財の分割

- (1) 生活パートナーが別居している場合には、各々の生活パートナーは、その者に帰属する家財の引渡しを他方の生活パートナーに求めることができる。ただし、当該生活パートナーは、他方の生活パートナーが別の世帯を営むために当該家財を必要とし、かつ個々の場合の事情により委ねることが公平であるときは、当該家財をこの者の使用に委ねなければならない。
- (2) 双方の生活パートナーの共有の家財は、公平の原則に従って双方の間で分割される。裁判所は、家財の使用に対する相当の報酬を定めることができる。
- (3) 生活パートナーが別段の取決めを行わない限り、[家財の]所有関係は影響を受けない。

第14条 別居における住居の指定

- (1) 生活パートナーが別居している場合又は一方の生活パートナーが別居の意思を有する場合には、一方の生活パートナーは、過度に[精神的]負担となる状態[unbillige Härte]⁽²⁹⁾を避けるために、他方の生活パートナーの利益をも考慮して必要な限りにおいて、共同の住居又はその一部を、単独で利用するために、他方の生活パートナーに対し引き渡すよう求めることができる。当該世帯で生活する子の福祉に危害が及ぶ場合にも、過度に負担となる状態があるとみなすことができる。当該共同の住居が建っている土地の所有権、地上権[Erbbaurecht]⁽³⁰⁾又は用益権[Nießbrauch]⁽³¹⁾を、一方の生活パートナーが単独で又は第三者と共同で有している場合には、これを特に考慮しなければならない。住居所有権、継続的居住権[Dauerwohnrecht]⁽³²⁾及び物権的居住権[dingliches Wohnrecht]⁽³³⁾にこれを準用する。
- (2) 一方の生活パートナーが、違法かつ故意に他方の生活パートナーの身体、健康若し

(28) 民法典第1361条は別居における生計の維持について、第1609条は生計維持費を受けるべき者の順序について定める。

(29) 過度に負担となる状態は、主に家庭内暴力が想定されている。Palandt, *op. cit.* (5), S. 1719.

(30) 地上権は、他人の土地の表面上又は表面下に工作物(Bauwerk)を有しうべき譲渡及び相続可能の権利である。山田 前掲注(16), p.226.

(31) 用益権は、物(又は権利)に変更を加えずに、物から利益を収取しうる物権である。日本の民法では定められていない。山田 前掲注(16), p.232.

(32) 継続的居住権は、建物の中の一定の住居に居住することができる権利であり、物権的使用賃借権ともいえるものである。山田 前掲注(16), p.223.

くは自由に危害を加えた場合又はかかる危害若しくは生命の危害をもって違法に脅迫した場合において、当該他の生活パートナーから〔共同の住居の引渡しの〕請求があったときには、原則として、共同の住居は、単独での利用のために引き渡されなければならない。その後の危害及び違法な脅迫のおそれがない場合に限り、住居引渡しを請求することはできないが、行為の重大さに鑑み、危害を受けた生活パートナーに対して〔危害を与えた〕生活パートナーとの共同生活を期待することができない場合には、この限りでない。

- (3) 一方の生活パートナーが共同の住居の全部又は一部の引渡しを受けた場合には、他方の生活パートナーは、〔住居の〕利用権の行使を困難とし、又は不可能とすることを行ってはならない。当該他方の生活パートナーは、利用権を有する生活パートナーに対し、公平な範囲で利用料を求めることができる。
- (4) 一方の生活パートナーが別居のために共同の住居を退去し、退去後6月以内に真摯な復縁の希望を他方の生活パートナーに対して伝えなかった場合には、共同の住居において生活を続ける生活パートナーに単独の利用権が引き渡されたものとみなす。

第4章 生活パートナーシップの解消

第15条 生活パートナーシップの解消

- (1) 生活パートナーシップは、一方又は双方の生活パートナーの申請に基づき、裁判により解消される。
- (2) 裁判所は、次の各号に掲げる場合に生活パートナーシップを解消する。
 1. 生活パートナーが1年以上別居しており、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - a) 双方の生活パートナーが解消の申請を行ったこと又は申請の相手方が解消に同意したこと。
 - b) パートナーシップに基づく生活共同体の回復を期待することができないこと。
 2. 一方の生活パートナーが解消を申請し、生活パートナーが3年以上別居している場合
 3. 生活パートナーシップの継続が、他方の生活パートナーの一身に起因する理由により、申請者にとって過度に負担となる状態である場合

また、裁判所は、一方の生活パートナーにおいて民法典第1314条第2項第1号から第4号⁽³⁴⁾までにいう瑕疵（かし）のある意思表示があった場合にも生活パートナーシップを解消するものとし、この場合においては民法典第1316条第1項第2号⁽³⁵⁾の規定を準用する。
- (3) 生活パートナーシップの解消が、申請を拒否する相手方にとって特別の事情に基づき著しい負担となり⁽³⁶⁾、〔解消を〕申請する生活パートナーの利益を考慮しても生活パートナーシップの維持が特例として必要であると認められる場合には、生活パート

(33) 物権的居住権は、他人の土地上の建物を住居として利用しうる制限的人役権（人役権とは、人の便益のために他人の物を利用する権利）の一種である（民法典第1093条）。しかし、賃料・解約等に関する規定がないため、使用貸借に代わる制度としては不完全であり、住居所有権や継続的居住権が認められた現在では、この権利は昔ほどの意味がないとされている。山田 前掲注(16), p.231.

(34) 民法典第1314条第2項は、離婚の事由として、婚姻時の一方の配偶者の心神喪失、詐欺、強迫等を定めている。この場合の意思表示は、生活パートナーシップ設定の意思表示である。

(35) 民法典第1316条は、離婚を申請する権利について定める。

ナーが3年以上別居している場合にも、生活パートナーシップは第2項第1文の規定により解消されないものとする。

- (4) 生活パートナーシップが存続すべきものと認められた場合には、第2項第2文の規定による解消を行うことはできず、この場合においては、民法典第1315条第1項第3号及び第4号⁽³⁷⁾並びに第1317条⁽³⁸⁾の規定を準用する。
- (5) 生活パートナーが同居せず、一方の生活パートナーが生活パートナーシップ共同体を拒否して、明らかに同居の意思を有しない場合には、生活パートナーは別居しているものとする。民法典第1567条第1項第2文及び第2項⁽³⁹⁾の規定を準用する。

第16条 生活パートナーシップ解消後の生計の維持

生活パートナーシップの解消後、各々の生活パートナーは自らの生計を維持する義務を負う。一方の生活パートナーが生計を維持することができない場合には、他方の生活パートナーに対して、民法典第1570条から第1586b条⁽⁴⁰⁾及び第1609条の規定に準じて生計維持費を請求することができる。

第17条 生活パートナーシップの解消に伴う共同の住居及び家財の取扱い

生活パートナーシップの解消に伴う共同の住居及び家財の取扱いについては、民法典第1568a条及び第1568b条⁽⁴¹⁾の規定を準用する。

第18条 (削除)

第19条 (削除)

第20条 年金の調整

- (1) 生活パートナーシップが解消された場合には、年金調整法⁽⁴²⁾の規定を準用し、生活パートナーシップが設定されていた期間に発生した又は維持された国内又は外国の年金の受給権(年金調整法第2条第1項)の調整を行う。
- (2) 生活パートナーシップが設定されていた期間とは、生活パートナーシップが設定された月の1日から生活パートナーシップの解消の申請に係る訴訟手続が開始した月の末日までの期間をいう。
- (3) 生活パートナーが生活パートナーシップ契約(第7条)において年金の調整について取り決める場合には、年金調整法第6条から第8条⁽⁴³⁾までの規定を準用しなければならない。
- (4) 生活パートナーシップが2004年12月31日以前に設定され、生活パートナーが第21条第4項に規定する意思表示を行っていない場合には⁽⁴⁴⁾、第1項から第3項までの規定を適用してはならない。

(36) 例えば、長い生活パートナーシップ期間、重病、介護の必要性等の事情がある場合である。Palandt, *op. cit.* (5), S. 1802.

(37) 民法典第1315条は、離婚が認められない場合について定める。

(38) 民法典第1317条は、離婚申請の期限について定める。

(39) 民法典第1567条は、別居について定める。

(40) これらの規定は、離婚した配偶者の生計の維持について定めている。第1609条については、前掲注(6)を参照。

(41) 民法典第1568a条は離婚時の住居について、第1568b条は家財について定める。

(42) *Versorgungsausgleichsgesetz vom 3. April 2009 (BGBl. I S. 700)*. 対象となる年金は、公的年金保険、恩給、企業別老齢年金、民間の養老保険等である。

(43) 年金調整法第2章第1節(第6条~第8条)は、年金の調整及び取決めについて定める。

(44) この規定が2005年1月1日に施行されたことによる経過規定である。第21条第4項(現在、削除)は、生活パートナーシップが2004年12月31日以前に設定されていた場合には、生活パートナーは、2005年12月31日までに区裁判所において、生活パートナーシップが解消される際に年金の調整を行う意思表示をすることができる旨を定めていた。

第 5 章 経過規定

第 21 条 （削除）

第 22 条 書類の引渡し

この法律の施行までに州法に基づき生活パートナーシップの設定を所管していた機関は、当該機関で取り扱った生活パートナーに関する書類を、身分登録法⁽⁴⁵⁾第 17 条の規定により生活パートナーの意思表示の受領を所管する身分登録局に引き渡さなければならない。当該規定により複数の身分登録局がこれを所管する場合には、双方の生活パートナーが住所を有する区域又は通常滞在する区域の身分登録局に書類を引き渡さなければならない。それでもなお所管の身分登録局が複数ある場合には、書類を引き渡す官庁は、所管の身分登録局を自由に選ぶことができる。所管の身分登録局の身分登録官は、身分登録法第 15 条及び第 16 条と関連する同法第 17 条に規定する事項⁽⁴⁶⁾及び生活パートナーシップを設定した官庁を、特別の生活パートナーシップ登録簿に登録しなければならない。

第 6 章 州開放条項

第 23 条 本法の規定と異なる州法に基づく所管の官庁

州は、第 1 条、第 3 条及び第 9 条の規定にかかわらず、身分登録官ではなく、他の書記官 [Urkundsperson] 又は他の官庁に [生活パートナーシップ設定の] 意思表示を行わなければならない旨を定めることができ、この場合には、既に存在する州法の規定は影響を受けない。この際、身分登録法中の生活パートナーシップの申請及び設定に関する規定（身分登録法第 12 条から第 15 条までと関連する第 17 条）を適用しなければならない。所管の官庁は、所管の身分登録局に対し、生活パートナーシップ登録簿への登録に必要な事項を通知する義務を負う。当該所管の官庁は、連邦、州及び自治体の公的機関に対し、これらの機関がその任務において書類の補記、訂正又は更新に必要な場合には、職権に基づき個人情報伝達する権限を有する。

（わたなべ ふくこ）

(45) Personenstandsgesetz vom 19. Februar 2007 (BGBl. I S. 122).

(46) 生活パートナーシップ設定の日付及び場所、生活パートナー双方の氏名、生年月日、出生地、性別、希望に基づき宗教、生活パートナーシップ設定後の氏名等。